

講義年月日 2004年6月7日(月)

講演者 加藤 好郎氏(慶應義塾大学三田メディアセンター事務長)

テーマ 大学図書館における著作権問題

講義内容

1. はじめに

日本における著作権問題のはじめの話として、福澤諭吉と偽本「学問のすすめ」があげられる。著作権法とは知的財産法の一つであり、人格権としての著作権と財産権としての著作権がある。

2. 大学図書館と著作権

大学図書館における著作権は、著作権法31条において規定されている。日本複写権センターの設立により、国公私立大学図書館協力委員会の中の大学図書館著作権検討委員会において、「大学図書館における文献複写に関する実務要項」が作成された。現在、各大学図書館はこの「実務要項」にそって業務をしている。また、国公私立大学図書館協力委員会著作権問題拡大WGにおいて、1ポスターによる著作権法尊重態度の周知および広報活動 2大学図書館における著作権問題Q and Aの作成 3シンポジウム開催等による大学内外への広報活動および研修が行われている。

3. 日本複写権センター

日本複写権センター(JRRC)が1991年に設立された。センターの仕事としては、1広く著作者から複写等に関する権利行使の委託または事務の委託を受ける 2利用者との間に複写利用許諾契約を締結する 3使用料を分配するの3つがあげられる。大学図書館としてはいずれJRRCと契約する方向にあるが、大学として契約するか、図書館として契約するかの問題はある。国立事業部は契約した。JRRCは世界複写権機構に加盟しているが、欧米各国のそれと収入面を比較すると、JRRCはケタ違いに低い。

4. 著作権の管理・保護

著作権の管理事業については、2001年10月に著作権等管理事業法が制定された。これにより、民間企業が文化庁に登録申請するだけで著作権管理事業に参入できるようになった。現在では、日本音楽著作権協会(JASRAC)以外に27業者の登録が済み、12社で団体業務が開始されている。日本著作出版管理システム・文芸著作権センター・日本写真著作権協会等である。JRRCより高い著作権使用料を設定しているところがある。現在、文化審議会著作権分科会で著作権に関する様々な問題が審議されている。法制問題小委員会で図書館の著作権を審議している。

著作権先進国アメリカの近年のトピックスとしては、保護期間の延長や公正利用に関わるプリテイ・ウーマン事件の判決がある。日本では、公共図書館に関して「公共貸与権」の問題があげられる。主に、貸出実績により利用料を支払うもので、オランダ・ドイツ・カナダ・オーストリア・ノルウエー等では、著作権法に組み入れられていて実施されている。図書館以外の貸出としての「貸与権」もあり、レンタル貸し本店・ビデオレンタル店が著作権料を払っている。

5. おわりに

先の国公私立大学図書館著作権問題拡大WGのとりくみにより当面の問題は解決でき、また「公衆送信権」等の法改正が行なわれ、さらにファクシミリによるコピー送信・インターネット送信が可能になってきた。今後は、JRRCとの契約問題があるが、各大学においてはWGによる実務要項に沿った運営・実施と利用者への啓蒙活動の効果的な継続実施が望まれる。